

01 ごみの収集時間が、4月1日から変更になります

■問合せ 環境業務課 ☎ 41-2723

ごみ出しは、午前8時30分までに

市民の皆さんのごみ減量化・資源化へのご協力により、ごみの量は減少しています。特にプラスチック製容器包装分別収集により、ごみの容積は大きく減少していることから、より効率的なごみの収集体制とするため、ごみの収集車両の減車と「燃えるごみ・燃えないごみ」の収集コースの見直しを行います。これに伴い、ごみの収集時間帯が変わる地域もありますので、ごみ出しは午前8時30分までをお願いします。

なぜ午前8時30分までに出す必要があるの？

ごみの出し方として、「決められた日」に「決まった場所」に出してもらうようにしていますが、arasや小動物の食い荒らし対策として、収集時間に合わせて出す人もいます。しかし、収集時間については、その日のごみの量や交通事情などにより変わることもあるため、午前8時30分までのごみ出しをお願いします。4月1日からコースを見直すため、収集時間帯が変わる地域があります。収集ルートが定着したら、できる限り同じ時間帯に収集するよう努めます。

～感染防止に向けたマスクなどの出し方～

新型コロナなどの感染症対策のため、家庭からマスクやティッシュなどを出す場合は、袋を二重にして、袋の中の空気を抜き、袋の口をしっかりと結んで出して下さい。

マスク等のごみに
直接触れることが
ないように！



■正しいごみの出し方は、市ホームページで確認を。
また市公式LINEでもごみ出し情報を見ることができます。

市ホームページは
こちらから



市公式LINEは
こちらから

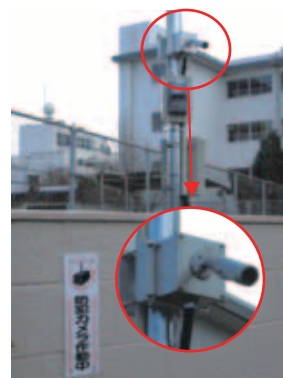


02 市内すべての市立小学校・中学校・特別支援学校に 防犯カメラが設置されました

■問合せ 生活安全推進課 (☎41-2730)
教育委員会学校教育課 (☎41-2863)

市では大牟田警察署と連携し、令和3年度の事業で、市立の小学校・中学校・特別支援学校に防犯カメラを新たに18台設置しました。これにより、市内すべての市立小学校・中学校・特別支援学校に防犯カメラが設置されました。

これらの防犯カメラは、学校周辺での犯罪抑止など子どもや地域の安心安全に役立てられます。



03 高齢者運転免許証自主返納支援事業の受付場所が 4月1日から大牟田交通安全協会に変更となります

■問合せ 生活安全推進課 ☎41-2730 大牟田交通安全協会 ☎54-6373

市役所本庁舎4階で行っていた上記支援事業の申請受付を、令和4年4月1日から**大牟田交通安全協会（大牟田警察署内）**で行います。

支援の対象者や支援の内容等は、従来通り変更はありません。

※なお、予定件数を超えた場合、申請受付を終了します。

▶対象 次の全てに該当する人

- ・全ての運転免許証を自主的に返納した人
- ・市内に住所を有し、現に居住している人
- ・運転免許証返納時に70歳以上で、返納日から起算して12カ月以内の人

▶支援内容 いずれかひとつ、1回限り

- ・タクシー利用券 5,000円分

※大牟田タクシー協会加盟7社で使用でき、期限は令和5年3月31日

- ・西鉄バス等で使用できるICカードニモカ 5,000円分 (500円のデポジット含む)

▶必要な物

- ①申請書 (生活安全推進課、交通安全協会、各地区公民館、市ホームページで入手)
- ②運転免許証の取消通知書
- ③取消しを受けた運転免許証または本人確認できる物

代理人による申請の場合は、委任状および代理人の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。

▶受付時間 平日の午前9時～午後4時30分

04 子ども会活動に参加しよう

■問合せ 生涯学習課 ☎41-2864

子ども会活動は、地域の誰もが育成者・指導者として協力することができます。

子ども会を作りたい、近隣の子ども会と合併したいなど、子ども会に関することは、気軽に生涯学習課へ相談してください。

令和4年度子ども会安全共済会

～子ども会活動を安心して行うために～

子ども会活動中の負傷や物損等の賠償を補償します。

※大牟田市子ども会育成者協議会（市子連）への加入が必要です。

市子連年会費…子ども会1,200円、
子ども1人あたり40円

▶掛 金 1人あたり年額150円

▶申込期間 4月11日(月)以降

▶受付時間 平日午前9時15分～
午後5時15分

▶受付場所 生涯学習課（延命庁舎）

市子連（※）総会と子ども会説明会開催案内

各子ども会から必ず参加してください。

▶と き 4月10日(日)午前10時～11時30分

▶ところ 労働福祉会館 中ホール

▶内 容 ①市子連総会 ②子ども会説明会

※市子連＝大牟田市子ども会
育成者連絡協議会



05

毎月、原則 **第2日曜日** に **休日窓口** を開きます

引っ越しに関する手続きや各種証明書の交付などについて、一部の窓口を休日に開設しています。

利用時間

8:30 ~ 12:30

● 令和5年4月までの休日窓口の開設日（すべて日曜日）

令和4年

4月3日(第1日曜)、5月8日、6月12日、7月10日、
8月14日、9月11日、10月9日、11月13日、12月11日

令和5年

1月8日、2月12日、3月12日、
3月26日(第4日曜)、4月2日(第1日曜)

市民課 ☎41-2602

- ① 転入・転出・転居など住民異動の受け付け
- ② 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- ③ 住民票の写し（広域交付を除く）、戸籍に関する証明書の交付
- ④ 戸籍届の受け付け（証明書の当日発行は不可）
- ⑤ マイナンバーカードの申請・受け取り・更新

納税課 ☎41-2600

- ① 納税相談
- ② 市税の納付
- ③ 市税納付の口座振替手続き

保険年金課 国民健康保険 ☎41-2606
後期高齢者医療 ☎41-2665
国民年金 ☎41-2607

- ① 国民健康保険の資格取得・喪失に関する手続き（国民健康保険証は後日郵送となります）
- ② 国民健康保険の給付申請に関する手続き
- ③ 後期高齢者医療の資格取得・喪失に関する手続き
- ④ 国民年金の第1号被保険者資格取得に関する手続き

税務課 ☎41-2471

- ① 所得課税証明、納税証明、資産証明等の諸証明書の交付
- ② 軽自動車に係る車検用納税証明書の交付

子ども家庭課 ☎41-2661

- ① 子ども医療・重度障害者医療に関する手続き
- ② 児童手当に関する手続き

▶入 □ 本庁舎正面玄関、南玄関（商工会議所側）、東玄関（立体駐車場入り口側）
子ども家庭課は、保健センター「らふる」1階です。

▶持ってくる物 窓口に来る人の本人確認ができる物（運転免許証、マイナンバーカード等）
（代理人による手続きは、委任状が必要な場合があります）

※手続きの時に他の部署や関係機関等に確認が必要な場合などは、受け付けできないことがあります。

※手続きに必要な物など、詳しくは事前に担当課へ問い合わせてください。

06

「令和2年7月豪雨大牟田市災害義援金」の募集を終了しました

■ 問合せ 財政課 ☎ 41-2507

大牟田市では、令和2年7月豪雨により被災された方々を支援するため義援金を募集していましたが、令和4年3月31日をもって募集を終了しました。これまでのご支援・ご協力ありがとうございました。

07 令和4年度の国民年金保険料納付案内書（納付書）が 日本年金機構から届きます

令和4年度の保険料は **月額16,590円**

納付書が届いたら、銀行やコンビニなどで納めてください。

●保険料は前納（前払い）がお得です

各月払いの納付書の他、半年前納と1年前納の納付書が同封されています。2年前納を希望する人は、大牟田年金事務所へ申し出てください。前納する場合は、5月2日(月)までに納める必要があります。

■問合せ

日本年金機構 大牟田年金事務所 ☎52-5294
保険年金課 国民年金担当 ☎41-2607

◆令和4年度の学生納付特例を受け付けています

学生で保険料の納付が困難な人は、学生納付特例を申請できます。所得など一定の基準に該当すると承認され、保険料の納付が猶予されます。

▶持ってくる物

①年金手帳または基礎年金番号通知書、②本人確認ができる物（マイナンバーカード、運転免許証など）、③学生証のコピーまたは在学証明書、④代理人が申請するときは、委任状と代理人の本人確認ができる物

▶届け出先

大牟田年金事務所または保険年金課国民年金担当

08 令和4年度 固定資産税・都市計画税の縦覧・閲覧 4月1日から開始

■問合せ 税務課資産税担当 ☎ 41-2609

固定資産税・都市計画税に関する評価額を記載した縦覧帳簿の縦覧と、評価額および課税標準額・課税額等を記載した固定資産課税台帳の閲覧を、4月1日(金)から開始します。

▶と き **縦覧** 4月1日(金)～5月31日(火)
閲覧 通年
平日の午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時は閲覧のみ)

▶ところ 税務課13番窓口

▶縦覧・閲覧申請に必要な物

- ・本人または同居の親族の場合
⇒本人確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・本人の代理人の場合
⇒委任状、代理人の本人確認のための書類

・借地・借家人の場合（閲覧のみ可）
⇒本人確認のための書類、賃貸借契約書、
領収書の原本

▶手数料 **縦覧** 無料
閲覧 1件300円

※4月1日(金)～5月31日(火)は無料（借地・借家人は有料）

●地籍調査が完了し、法務局の登記簿が更新された土地については、翌年度から固定資産税・都市計画税の課税地積・価格などが変更されます。

令和3年度の固定資産税・都市計画税（土地）の価格に対する審査申出の特例について

令和3年度の固定資産税・都市計画税（土地）の課税においては、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が講じられました。この特別な措置の対象となった土地に限っては、令和3年度の価格について、下記の期間に審査の申出をすることができます。

▶審査申出期間 令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書を受け取った日後15月を経過する日まで

09 あなたの「こえ」を聴かせてください

■問合せ 市民生活課 ☎41-2601

市では、市民の皆さんが生活の中で気付いた意見や提案等をお聴きし、市政に反映するため「市民のこえ」を受け付けています。

▶**受付** 料金後納の専用はがき「市長へのはがき」のほか、市民生活課への電話、郵便、FAX、来訪、また市ホームページなど、さまざまな方法で受け付けています。

▶市長へのはがきの設置場所

市役所正面玄関や市民課等の窓口、各地区公民館、図書館、文化会館、えるる、総合福祉センター、観光プラザ、ゆめタウン大牟田、イオンモール大牟田



スマートフォンは、
こちらから



▶市民のこえの公開

寄せられた市政への意見や提案等とその対応結果は、個人情報に留意して市ホームページで公開しています。

10 犬の登録と狂犬病予防集合注射

■問合せ 保健衛生課 ☎41-2669



登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回（生後91日以上の子犬）。会場で登録もできます。

▶**手数料** 登録と初めて予防注射を受ける犬 … **6,200円** ～ 犬鑑札および注射済票を交付します
予防注射のみを受ける犬（登録済み） … **3,200円** ～ 注射済票を交付します

※市内動物病院でも、同一料金で犬の登録や予防注射を受けることができます。

- ・ 予防注射には、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・ 犬の体調により、注射できない場合があります。
- ・ 通知はがきは、問診欄に記入し必ず持ってきてください。
- ・ 手数料はなるべくお釣りのないようお願いします。

4月	10日(日)	手鎌小学校	10:00～11:00	23日(土)	三池小学校	13:30～14:30
		吉野小学校	11:40～12:40		白川小学校	15:10～16:10
	16日(土)	中友小学校	13:30～14:30	24日(日)	平原小学校	10:00～11:00
		勝立地区公民館（広場）	15:10～16:10		旧駿馬南小学校	11:40～12:40
	17日(日)	大牟田市保健センター	10:00～11:00		みなと小学校	13:20～14:20
		銀水小学校	11:40～12:40	5月22日(日)	大牟田市保健センター	10:00～11:30

●大牟田市保健センター保健衛生課で行う業務

- ・ 犬の登録申請（犬を飼い始めたときの鑑札の交付）
- ・ 注射済票交付申請（動物病院で狂犬病予防注射をした時の注射証明書（紙）が必要）
- ・ 鑑札、注射済票再交付申請（犬鑑札および注射済票を紛失または破損した場合）
- ・ 登録事項の変更届（飼い犬の死亡、飼い主の変更、犬の所在地の変更、飼い主の住所変更等）

●福岡県南筑後保健福祉環境事務所（南筑後保健所 ☎0944-72-2163）で行う業務

- ・ 犬、猫に関する相談等
- ・ 犬、猫の引き取り、犬の捕獲等
- ・ こう傷事故の届出（犬が人を噛んだ）
- ・ 動物取扱業の申請、更新等
- ・ 特定動物の許可申請等

11

モラルール通信 モラルを高めルールを守ろう

ポイ捨てごみをなくそう！

■問合せ 大牟田市ごみ散乱防止連絡協議会事務局（環境業務課内） ☎41-2723

大牟田市ごみ散乱防止条例により指定された「ごみ散乱防止推進区域(国道208号旭町交差点～警察署前交差点)」「ごみ持ち帰り推奨区域(諏訪公園および緑地運動公園)」等、市内5カ所のごみ散乱実態調査を行いました。

現在、各地で市民の皆さんによるボランティア清掃等が実施されており、環境美化への意識も高まっています。調査結果は前年度に比べ、たばこの吸い殻を除いたポイ捨てごみの数が全体で0.6割減でした。市民が誇れるきれいなまちへ一歩前進する結果になりました。

■市内散乱ごみ実態調査結果
(令和3年12月実施分) 単位：個

今回

種 別	2年12月	3年12月
空き缶・空きビン	28	7
ペットボトル	12	9
紙くず・ビニール等	201	203
その他	31	36
たばこの吸い殻	—	197
合 計	272	452

※紙くず・ビニールなどは、たばこの箱以上の大きさのもの

※たばこの吸い殻は今年度初めてカウント

これからもポイ捨てごみをなくすためには、私たち一人ひとりの心掛けが必要です。
まちをごみ箱にしないように、皆さんの協力をお願いします。

12

大牟田で働く若者を応援します

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724

賃貸住宅にかかる家賃の補助金を交付します

UIJターン若者就職奨励金制度



UIJターンで市内に転入した若者が賃貸住宅に居住し、かつ、中小企業等に就職した場合などに、奨励金を交付します。

▶交付額 1年につき12万円(最大3年間)

▶対象 次の5つの条件を全て満たす人

①以下のいずれかに該当すること

・市内の中小企業等に正規雇用で就職をした(※1)

・市内で起業し、事業を行っている

・市内で新たに個人事業(農業・漁業など)に従事した
経営者や事業専従者

②就職日現在の年齢が、満45歳未満である

③市外に住所を有した後、大牟田市に転入をした

④転入日が、就職日の3カ月前～6カ月後

⑤賃貸住宅(社宅、寮等を除く。)を借りて、家賃の
支払いをしている

▶申請期限 交付基準日(※2)から起算して6カ月以内

市内で働く若者の奨学金返還を支援します

奨学金返還支援制度
おおむた100若者未来応援事業

市内に居住する若者が、市内の中小企業等に就職した場合などに、在学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助します。

▶補助額 1年間の奨学金の返還額または10万円
のいずれか低い方の額(最大3年間)

▶対象 次の5つの条件を全て満たす人

①以下のいずれかに該当すること

・市内の中小企業等に正規雇用で就職をした(※1)

・市内で起業し、事業を行っている

・市内で新たに個人事業(農業・漁業など)に従事した
経営者や事業専従者

②就職日現在の年齢が、満45歳未満である

③大牟田市に住所を有する

④大学・高校など在学习中に奨学金の貸与を受けた

⑤奨学金の返還を滞納なく行っている

▶申請期限 交付基準日(※3)から起算して6カ月以内

※1 正規に準じた雇用形態であれば、非正規でも対象となる場合もあり

※2 就職日または転入日のうち、いずれか遅い日の翌月の初日

※3 就職日または奨学金返還開始日のうち、いずれか遅い日の翌月の初日

… 令和4年度から要件を緩和しました

● 詳しくは市ホームページを確認するか、産業
振興課まで問い合わせてください。

13 技術開発支援助成を受ける事業者などを募集します

①大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成事業

▶対象 ①産学連携による新技術または新製品の研究開発、②製造工程または品質の改善などを行う中小企業などで、市内で1年以上事業を営み、市税を完納している者

▶助成率 対象経費の①3分の2以内、
②2分の1以内

▶助成限度額 1件当たり①200万円、②100万円

▶対象期間 ①②いずれも単年度

■申請・問合せ 産業振興課 (☎41-2724)

※前年度に助成を受けた事業者は、申請対象外となります。

②(公財)大牟田市地域活性化センター技術開発支援助成事業

▶対象 ①新技術または新製品の開発や生産工程の改善など(技術開発事業)および②予備的検討を行う事業など(調査研究事業)を行う企業や研究グループ、研究者など

▶助成率 ①②いずれも対象経費の2分の1以内

▶助成限度額 1件当たり①100万円、②50万円

▶対象期間

①技術開発事業…上限2年 ②調査研究事業…単年度

■申請・問合せ

(公財)大牟田市地域活性化センター(☎56-1717)

①②いずれも、

▶選定方法 書類審査およびプレゼンテーション審査(有識者などによる審査)

▶申込期間 4月5日(火)～5月9日(月)の平日午後5時15分必着

14 まちづくり基金事業を募集します

■申込み・問合せ 産業振興課 ☎41-2762

中心市街地の活性化などにつながる自主的なまちづくり事業や店舗改修を行う場合、経費の一部を補助します。

ハード・ソフト事業

商業・観光および地域振興、中心市街地活性化に寄与する事業

▶対象 商店街等の団体

▶募集期間 4月1日(金)～5月16日(月)

※審査会でのプレゼンテーション後、事業を認定。

店舗改修事業

①既存の店舗改修

▶対象 市内の店舗を営業している人

▶補助率 工事費の10分の1以内

▶上限額 20万円

★指定区域の場合は補助率、上限額を引き上げます(補助率…工事費の10分の2以内、上限額…40万円)。

②空き店舗改修

▶対象 中心市街地の空き店舗で営業を開始する人

▶補助率 工事費の3分の1以内

▶上限額 200万円

★一定の条件を満たす場合、上限額を引き上げます(引き上げ額…100万円、上限額…300万円)。

③多目的トイレの設置

▶対象 中心市街地の店舗に多目的トイレを設置する人

▶補助率 工事費の2分の1以内

▶上限額 100万円

④新築店舗整備

▶対象 中心市街地で店舗を新築する人

▶補助率 工事費の3分の1以内

▶上限額 200万円

店舗改修事業の対象業種

小売業・宿泊業・飲食サービス業・娯楽業・生活関連サービス業・教育・学習支援業・情報通信業・不動産・物品賃貸業など

● 詳細については、産業振興課へ問い合わせるか、市ホームページで確認してください。



おおむた大蛇山WAONカードによる売上げの一部は、大牟田市とイオン九州株式会社で締結した協定に基づき寄附され、まちづくり基金の財源の一部となっています。